

# ハコモノ行政からの脱却を

**市長** 有効活用と適正配置に努める

**問** 以前の市政は、ハコモノを造ることに力点を置いてきた。一方、有効活用や統廃合、除却等には注力してこなかった。その結果、維持管理費は年間21.2億円まで膨らんでいる。また、活用不十分なものや遊休状態の建物が随所に見られる。改善策は。

**市長** ニーズがあり、必要性のあるものは活用策を講じるが無理に使う事はしない。また、除却には費用を伴うので合理的な処分に努める。

**問** 「中心市街地活性化事業」により、過去10年間に多額の予算が投じられた。しかし、観光客は減少し、空き店舗は増加傾向にあり効果は見られなかった。改善策は。

**市長** 官民連携による観光マネジメントボード遠野と観光地域づくり法人(DMO)を設立した。このことにより、様々なイベント発信や、遠野の魅力を活かした観光サービスの提供により活性化を図る。

**問** 「あすもあ遠野」の1階部分は、長期間使用されず施設されたまま放置状態にある。活用計画は。



活用が決まった「あすもあ遠野1F」、遠野駅前の賑わいが期待される。

**市長** 社会福祉協議会が指定管理者として管理運営し、その自主事業として市民交流サロン・ちよボラを開設する。

**問** 「旧遠野みらい創りカレッジ」は、多額の予算を投入して整備されたが活用されないまま遊休状態に置かれている。活用計画は。

**市長** 他の用途に活用するには新たな整備費用が発生することから考えていない。現状のまま有効に活用する。なお、現在は4個人2団体が利用している。

## リスク管理と危機管理のあり方

**問** 観光施設内で故障した非常灯と誘導灯をまとめて一度に十数台修理したという事案は、リスク管理と危機管理上に問題ないか。

**市長** 故障発生の都度修理すべきものと考えられる。本件は、指定管理施設になっていないことから再発防止に向け指定管理者の指導を徹底する。

### 観光地域づくり法人(DMO)

観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協働しながら、観光地域づくりを実現するため戦略策定と実践の調整機能を備えた法人。  
令和6年3月29日付で、(株)遠野ふるさと商社は登録DMOに登録されました。

# 新年度予算 どのように共創に取り組むか

**市長** 情報等の共有と理解で  
共感を生み 共創していく

**問** 共創に取り組む上で重要なことは、※シビックプライドの醸成である。日常生活の中で縁の下の力持ちとして頑張っている市民を、市民が推薦して表彰する仕組みが大切では。

**市長** 市民活動等に対して表彰を行っている。取り組みを深める意味で推薦の仕組みがあってもいい。

※シビックプライドとは  
私たちが暮らす遠野に愛着と誇りを持ち、自分事として地域づくりに参加したり、地域社会の発展に貢献しようとする市民の誇りや責任感のこと。

**問** 東京2025デフリンピック大会の開催を契機に共生社会の推進が重要。聴覚障がい者の自立と社会参加の実現をめざす全国手話言語市区長会に加入して、取り組みを進めるべき。

**市長** 必要があれば加入も。手話を多くの人に拡げていくことが必要で、語学と同じように普通の営みとして会話できるような社会にしていきたい。手話奉仕員養成事業では、観光・交流に関わる事業者にも参加を促している。



「手話体験コーナーで、簡単な手話覚えよう」手話サークル(どんぐり・やまゆり)では、ろうあ者との交流や手話の普及に取り組んでいます。

**問** 防災対策として、配慮を必要とする子と家族専用の福祉避難所の整備が必要では。

**市長** 必要性は理解できるが、協定を締結している福祉避難所の理解と協力を得ながら、利用可能な一室を活用することも。普段からの周知や訓練も必要。

**問** 一般避難所のバリアフリー化の推進や福祉スペースの確保など必要では。

**市長** 急いで整備をしていく必要がある。

**問** ※改正空き家対策特別措置法が施行され、新たな枠組みを活用した空き家対策が求められるが。

**市長** 民間との取り組みが必要。市の空き家等対策計画は、法改正を踏まえた計画に見直す予定。

## 地域全体で 家庭教育支援の充実を

**問** 家庭教育支援チームを設置し、訪問型で助言や支援活動に取り組んでほしい。

**教育長** 家庭教育は教育の出発点。相談窓口の周知に努める。また、教育や児童福祉、警察など青少年の健全育成に関わる機関による会議を開催しており、今後も情報共有し支援に努めたい。

### 改正空き家対策特別措置法について

増加する空き家に対応するには、特定空き家になってからでは手遅れであり、その前の段階での対策が重要になります。特定空き家の予備軍として、物件の区分に管理不全空き家が新設され、市区町村が該当物件の所有者に修繕や撤去を指導、勧告できる仕組みが設定されました。勧告を受けた場合、所有者は、空き家の敷地に係る固定資産税について、最大6分の1軽減される措置が受けられなくなります。  
空き家にしないため、空き家を放置しないために、家族の話し合いと市区町村の窓口や不動産・相続等の専門家への相談が大切です。

